

岸和田市農業委員会
第21回（令和7年3月）総会議事録

1 日 時 令和7年3月7日（金） 午後1時30分～午後2時

2 場 所 桜台市民センター 3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第4号 特定農地貸付の承認について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について

議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第2号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

（専決処分第3号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 出席委員 11名（定数14名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之

//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	谷藤 栄一
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 12 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

谷口 敏信委員、南 加代子委員、西村 孝昭委員

7 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、立花主任

久禮会長職務代理者(以下「議長」という)、定刻に着席。

事務局 皆さまお疲れ様でございます。総会前にご報告申し上げます。

本日、谷口会長が都合により欠席となっており、本日の総会議事進行につきまして、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、久禮会長職務代理者に議事進行をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは第21回総会を始めさせていただきます。

本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員14名の内11名、推進委員12名の内12名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

8番 塚本委員、9番 谷藤委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書(その1)1ページをお願いいたします。本件は、1ページ・2ページの一覧表のとおり農地法第3条の規定による農地の所有権移転が5件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審議した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがいまして、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。

只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第1号1番・2番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会 会長 それでは、山直上地区協議会における議案第 1 号 1 番・2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 3 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 1 号 3 番から 5 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 1 号 3 番から 5 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 4 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 1 号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。

この議案は〇〇委員に係る案件が含まれますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に基づき、〇〇委員は議事に参与することができません。

【〇〇委員の名札をふせる】

議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第 2 号についてご説明致します。

議案書（その 1）3 ページをお願い致します。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は 3 ページから 5 ページの一覧表のとおり 9 件でございます。

事務局 1 番・3 番・4 番の設定する利用権は賃借権で、2 番・5 番・8 番・9 番の設定する利用権は使用貸借権、6 番・7 番の設定する利用権は所有権で、期間は 1 番から 3 番・5 番は告示日から 5 年間、4 番は令和 7 年 8 月 19 日から令和 12 年 8 月 18 日までの 5 年間、8 番は令和 7 年 6 月 16 日から令和 10 年の 6 月 15 日までの 3 年間、9 番は令和 7 年 6 月 16 日から令和 12 年の 6 月 15 日までの 5 年間、6 番・7 番の所有権移転はどちらも令和 7 年 5 月 30 日でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。

只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 2 号 1 番・2 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会 会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 2 号 1 番・2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 4 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 3 番・4 番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 会長 それでは、有真香地区協議会における議案第 2 号 3 番・4 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 6 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 5 番の農地について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告、願います。

東葛城・山滝地区協議会 会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第 2 号 5 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 6 日、いずみの農協東葛城支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 6 番・7 番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会 会長 それでは、山直上地区協議会における議案第 2 号 6 番・7 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 3 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 2 号 8 番・9 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 2 号 8 番・9 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 4 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 2 号について原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり許可することに決しました。

〇〇委員に係る議案を含む審議が終了しましたので、〇〇委員は議事に参与していただきます。

【〇〇委員の名札を戻す】

続いて議案第 3 号につきまして、私に係る案件が含まれますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に基づき、議事に参与することができない為、議事につきまして、慣例により地方自治法第 107 条の規定を準用し、年長者である楠本委員に議長代理をお願いいたします。

【〇〇委員の名札をふせる】

議長代理

【議長代理は楠本委員に変更】

それでは、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。

議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第 3 号についてご説明致します。

議案書（その 1）6 ページをお願い致します。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸し付申出書及び農地の借り受希望者から農地借り受申出書が提出され、一般社団法人大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に基づき、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、6 ページから 9 ページの一覧表のとおり 16 件で、1 番・4 番から 14 番・16 番の設定する利用権は賃借権、2 番・3 番・15 番の設定する利用権は使用貸借権で、1 番及び 5 番から 14 番の期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 17 年 4 月 30 日までの 10 年間、2 番・3 番・15 番の期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 12 年 4 月 30 日まででの 5 年間、16 番の期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 15 年 11 月 30 日まででございます。

事前に行われた、各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。 以上でございます。

議長代理 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長代理 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 3 号 1 番から 14 番・16 番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会 それでは、山直上地区協議会における議案第 3 号 1 番から 14 番・16 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 3 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長代理 続いて、議案第 3 号 15 番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会
(代理) それでは、山直下地区協議会における議案第 3 号 15 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 3 月 5 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長代理 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長代理 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 3 号は原案のとおり要請することに決しましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長代理 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 3 号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決しました。

〇〇委員に係る議案を含む審議が終了しましたので、議長は久禮会長職務代理に交代いたします。

【〇〇委員の名札を戻す】

議長 楠本委員ありがとうございました。

次に、議案第 4 号「特定農地の貸付の承認について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 4 号につきましてご説明いたします。

議案書（その 1）の 11 ページをお願いいたします。

本件は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく特定農地貸付承認が、一覧表のとおり 1 件であります。

これは市民農園を開設するもので、貸付規程等、内容を慎重に審査した結果、同法第 3 条第 3 項の承認要件に該当しており、妥当と思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 4 号 1 番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会 会長 それでは、山直上地区協議会における議案第 4 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

 本件に関しまして、さる 3 月 3 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議長 （山直上）地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 4 号は原案のとおり承認することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 4 号は原案のとおり証明することに決しました。

 次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 5 号についてご説明いたします。

 議案書（その 1）12 ページをお願いいたします。

 本件は、農地法第 5 条の規定による農地を農地以外の用途にするための転用の許可申請が一覧表のとおり 1 件でございます。 1 番は農家住宅として転用するものであり、農地区分については、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地と判断しています。

 この件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

 議案第 5 号 1 番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第 5 号 1 番の農地に対する
 審議の結果を報告いたします。

以上でございます。

委員 なし

委員 異議なし

よって、議案第 5 号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することと決しました。

事務局 議案第 6 号についてご説明致します。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明が、一覧表のとおり 3 件でございます。

以上でございます。

委員 なし

八木・城 北・春木 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第 6 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 以上でございます。

議長 続いて、議案第 6 号 2 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第 6 号 2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 3 月 4 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 6 号 3 番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第 6 号 3 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 3 月 5 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものとして決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 6 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案書（その 2）専決処分の報告に移ります。

報告第 1 号「専決処分の報告」を一括して報告致します。

報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書（その 2）報告第 1 号についてご説明致します。

議案書（その 2）1 ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第 19 条により、専決処分を行なった内容で、令和 7 年 1 月 21 日から令和 7 年 2 月 20 日までの受理分についての報告となります。

事務局

2 ページをお願い致します。専決処分第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について」は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、3 ページの一覧表のとおり、令和 7 年 1 月 21 日から 1 月 31 日までに届出がなされ、令和 7 年 2 月 5 日に専決処分を行なった内容が 2 件、4 ページの一覧表のとおり、令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 10 日までに届出がなされ、令和 7 年 2 月 17 日に専決処分を行なった内容が 1 件、令和 7 年 2 月 11 日から 2 月 20 日までに届出がなされ、令和 7 年 2 月 25 日に専決処分を行なった内容が 1 件でございます。

6 ページをお願いします。専決処分第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について」は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、7 ページの一覧表のとおり、1 月 21 日から 1 月 31 日までに届出がなされ、令和 7 年 2 月 5 日に専決処分を行なった賃貸借権設定が 1 件、8 ページの一覧表のとおり、専決処分を行なった使用貸借権設定が 1 件、9 ページの一覧表のとおり、専決処分を行なった所有権移転が 1 件でございます。

10 ページの一覧表のとおり、2 月 1 日から 2 月 10 日までに届出がなされ、令和 7 年 2 月 17 日に専決処分を行なった所有権移転が 1 件、11 ページの一覧表のとおり、2 月 11 日から 2 月 20 日までに届出がなされ、令和 7 年 2 月 25 日に専決処分を行なった所有権移転が 1 件でございます。

次に 12 ページをお願いします。専決処分第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」は、生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明で、12 ページの一覧表のとおり死亡が 1 件でございます。

以上、専決処分報告第 1 号から第 3 号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審議した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしたものであります。

以上でございます。

議長

報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員

なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員

なし

議長

特段ないようですので、これで第 21 回総会の議事を終了いたします。

令和 7 年 3 月 7 日

議 長 久禮 広一郎

委 員 塚 本 敏 雄

委 員 谷 藤 栄 一